
令和8年 第4回（定例）う き は 市 議 会 会 議 録（第4日）

令和8年6月17日（水曜日）

議事日程（第4号）

令和8年6月17日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑

日程第3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑

日程第3 議案の委員会付託

出席議員（14名）

1 番 吉瀬晋太郎君	2 番 飯田 雅弘君
3 番 徳永真理子君	4 番 須山 聡美君
5 番 今村 清君	6 番 石井 孝幸君
7 番 中畠 崇秀君	8 番 石井 信一君
9 番 末金 良幸君	10番 高木亜希子君
11番 佐藤 裕宣君	12番 野鶴 修君
13番 竹永 茂美君	14番 熊懷 和明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 岡村 順子君	記録係長 上村 貴志君
記録係 中畠二佐子君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	榑藤 英樹君	副市長	吉村 祥一君
教育長	松田 清孝君	市長公室長	石井 太君
総務課長	浦 聖子君	監査委員事務局長	木下 英樹君
会計管理者	柳原由美子君	市民協働推進課長	高山 靖生君
財政課長	高瀬 将嗣君	企画政策課長	手島 直樹君
税務課長	佐藤史津子君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長兼男女共同参画推進室長		山崎 穰君	
保健課長	末次ヒトミ君	福祉課長	宮崎 公子君
こどもみらい課長	蔵満 奈月君	建設課長	今林 豊君
都市整備課長	瀧内 宏治君	水環境課長	見河 弾君
商工観光振興課長	河原 祐介君		
農林振興課長兼農業委員会事務局長		森山 益資君	
学校教育課長	江藤 良隆君	生涯学習課長	佐藤 重信君
自動車学校長	松竹 信彦君		

午前 9 時 00 分開議

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（熊懷 和明君） 改めて、おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

日程第 1. 一般質問

○議長（熊懷 和明君） 日程第 1、一般質問を行います。

それでは、11 番、佐藤裕宣議員の発言を許可します。11 番、佐藤裕宣議員。

○議員（11 番 佐藤 裕宣君） 改めまして、おはようございます。11 番、佐藤裕宣でございます。議長の許可をいただきましたので通告書に従って一般質問を行います。

今回は、大きく分けて 4 項目についての質問でございます。4 月に行われました市議会議員選挙の際に、市民の皆さんからいただいた御意見を基に質問をさせていただきます。

まず 1 項目、その選挙についてですが、告示前の後援会活動、それから告示後の選挙活動を行う中で、市民の皆様から私に様々な問合せがございました。あれは選挙違反ではないのか、ルールはどうなっているのか等々、具体的には申しませんが、内容は様々でございました。私からは

どうこう言えませんので、選挙管理委員会に問い合わせてくださいと対応するしかありませんでしたので、恐らくそういった問合せが市民の皆さんからあったと推測しますが、1点目に、こういった内容のものがどれくらいあったのか。

2点目、その問合せを受けて、選管としてどういった対応を行ったのか。

3点目、問題があったとして、再発防止に向けて、選管として今後どう取り組んでいくのかをお尋ねします。

4点目、これも市民の皆さんから多くいただいたものですが、前回まで行われておりました。前回の市議会議員選挙で行われておりました。同じ会場での個人演説会が今回はなかったがなぜなのか。新人議員さんが10名も立候補されている今回こそ、こういったことをやるべきじゃないのかというものがほとんどでございました。

これについては選挙管理委員会はもともと関与しておらず、法的にも制約があると聞いてますと説明をいたしました。なかなか納得はしてもらえませんでした。候補者本人の顔を見て、主張を聞いて判断をしたいという市民の皆さんの気持ちも分からないわけではありません。こういった取組の必要性について市長の見解を伺います。

以上、お願いします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま市議会議員選挙において、後援会活動、選挙活動について住民からの問合せや苦情等についての御質問をいただきました。これにつきましては基本的には選挙管理委員会の所管事項であります。選挙管理委員会事務局からの情報としてお答えをさせていただきます。そのため、さらなる御質問があった場合にはお答えを持ち合わせてない場合がございますので、その点については御了解いただければと思っております。

1点目の住民からの問合せや苦情についてどのような内容のものがどれくらいあったのかという点につきましては、政治活動と選挙活動の区別や当該行為が事前運動に該当するかどうかに関するお問合せ、2点目に選挙事務所の設置や政治活動用看板等の設置方法、設置場所、内容に関する御指摘や御意見が2点目、3点目が選挙運動用ビラや政治活動用資料の内容等についての御意見が3点目です。4点目、選挙公報の配布時期や選挙公報の内容についての御意見、このようなものがあったというふうに伺っております。

問合せや御意見については、その都度対応しておりますが、内容ごとの件数集計については行っていないとのことでした。

その中でお問合せが最も多かったのは、候補者本人や陣営による選挙活動についての御質問、これが一番多かったというふうに伺っております。

2点目の問合せや苦情にどう対応したのかという点についてでございます。

質問や御指摘に関しましては、公職選挙法をはじめとする各規定や判例、関連書籍などの資料を基にお調べをし、適切にお答えする対応を行ったと伺っております。看板の設置場所の適否など現地対応が必要な案件に関しましては現地確認や事実確認等を行い、法令等の内容について説明を行ったというふうに伺っております。

その結果、多くの案件におきましては、候補者や陣営からの改善が見られたところだというふうにも伺っているところでございます。

また、判断に迷う事項や複雑な法令解釈が必要な案件に関しましては、福岡県選挙管理委員会に助言をいただき適切に対応したということでございます。これらの対応を通じ、適正な選挙執行に向けて周知等を行っていったというふうに伺っております。

3点目問題があった場合の再発防止のための取組についてでございます。

選挙管理委員会といたしましては、問合せや事案への対応を踏まえ、必要に応じ事務手順やマニュアルの見直しを行い、適正な選挙執行に努めているというふうに伺っております。また候補者に対して対応が必要な場合は直接御連絡を差し上げる場合もありますし、全体への御連絡として周知をさせていただく場合もあり、状況に応じた対応を行っているというふうに伺っております。

4点目の同じ会場での個人演説会の必要性についての御質問でございます。

市民の皆様が、候補者や政策を知る機会を確保することは、民主主義の基盤である選挙を円滑に執行する上で重要であるというふうに認識をいたしております。しかし、公職選挙法上、告示後に開催をされる個人演説会は、各候補者の判断と責任において実施されるべきものであり、市として、その開催の有無について意見を申し上げる立場にないと考えております。

参考までに申し上げますと、前回の市長選挙におきましては、告示前には、市民団体の申出に対し、各候補予定者が出席をし、立候補予定者による討論会が開催をされたところでございます。あわせて、告示後には3名の候補者が立候補しましたが、この各候補者が出席をし、各陣営からスタッフや費用を捻出する形で、各候補共催の立会演説会というものが開催されたところでございます。これにより、市民の皆様が複数の立候補予定者の政策を同時に知る機会を確保されたところであり、有権者の投票判断に資する有意義な機会になったという声もお伺いしております。

選挙管理委員会におきましては、引き続き、選挙公報の配布や選挙啓発事業などを通じ、有権者が投票判断に必要な情報に接する機会の確保に努めてまいりたいというふうに伺っているところでございます。

○議長（熊懐 和明君） 佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 裕宣君） 分かりました。答弁の中で、選挙公報、これについての御意見

があったというふうに答弁がございましたけれども、これについては私も受けましたけれども、事前審査の中で入念なチェックが行われていたかと思います。そのチェックの結果、御意見はあったものの、問題はなかったというところの認識でよろしいでしょうか。

答弁願います。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 選挙管理委員会の所管になりますので、的確な答弁を持ち合わせているかどうか分かりませんが、総務課長に答弁をさせます。

○議長（熊懷 和明君） 総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 総務課、浦でございます。よろしくお願いします。

選挙公報の内容についてでございます。選挙公報につきましては、事前に事務局のほうでチェックをしていたところでございますけれども、1点、後日配布した後に数件問合せがあったところでございます。確認をいたしましたところ、規則で写真を1枚とあるところを事務局がその部分を顔写真と思い込みまして、見逃していたところ、写真が掲載されていたということが分かりました。候補者及び問合せをされた方に対しましては、説明とおわびを申し上げたところでございます。

今後チェックリストを充実させ、複数体制で確認を行うこととしているところでございます。

○議長（熊懷 和明君） 佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 裕宣君） 公平公正な選挙の執行は民主主義の根幹でありまして、その責任を担う選挙管理委員会の役割は極めて重要でございます。そのところを十分認識していただいて今後管理運営に当たっていただきたいということを申し上げておきます。

それから、4点目の演説会の件ですけれども、先ほども言いましたが、前回の市議会議員選挙までは、私2回立候補しましたけれども、その2回とも明るい選挙推進協議会という団体が主催と言ったら語弊がありますから、関与されて会場整備などを行っていたと聞いておりますが、市民の皆さんから、何でなかったのかというふうな問合せがございましたので、そこら辺を市民の皆さんに説明をするという意味においても、御回答いただきたい。今回はなぜなかったのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 個人演説会がなぜなかったのかということでございますが、先ほど1回目の答弁でも申し上げたとおりでございます。告示後に開催される個人演説会というのは各候補者の判断と責任において実施をされるべきものということで、告示後に行われるものに関しては、例えば市であるとか、そういった明推協であるとか、そういったところが主催するいわゆる第三者的なところが主催するのは好ましくないというような部分、これを前回の市長選挙のとき

に、外部のほうから御指摘をいただいて、選管のほうでいろいろ調べていただいたところ、そういう御意見はごもっともだというような判断になりましたので、前回の市長選挙から厳密に申し上げますとそういった取扱いはやってないということになります。

なので最後に行われたのが4年前の前々回の市議会議員選挙のときが最後であったというような形になります。市長選挙は先ほど申し上げたように、候補者3名の候補者本人と陣営が共催というような形で開催をしていただいたという形になりますので、これは十分公職選挙法上の適法な状態を満たしているというような状況にございました。ですので今回、同じような形・内容で実施するとするならば、十数名出られておられました皆様が全員御同意をされて、全陣営が御協力の下に、会場費であるとか看板費であるものを折半して行えばできたということかもしれませんが、逆に申し上げますと、人数が市議会議員選挙のときは多うございますし、また今回、半数以上の方が議員が御指摘のように初めて選挙をやられるに当たって、そのようなところの候補者間の調整がなかなかつかなかった部分もあるのではないかと。

あと、それぞれ皆様、選挙の御準備、御自身の御準備で忙しい最中でございますので、そういった中でできなかったのかなというふうに思ってますので、一番そういった意味で今後好ましい形、私が考える好ましい形というのは、告示前の段階ですね。いわゆる選挙のポスターとかが貼られて皆さんが選挙活動をされる前の段階、告示前の段階に市民団体であるとか、第三者団体であるとか、そういったところが主催をしていただいて、討論会的な形でやられる。これですと、必ずしも全員が出席しなくても御本人が御辞退をされれば、それで御本人が御辞退をされたのでいらないやいせんという形でできますし、あと他の自治体等では、J Cさんであるとか、そういった団体がそういう公開討論会というような形で、告示前にやられているところがありますので、そういった機会をつくることできれば、市民の皆さんに、議員が御懸念をされているような候補者の政策や人柄とかそういったものが分かるようなことができるのではないかとこのように思っているところでございます。

○議長（熊懐 和明君） 佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 裕宣君） よく分かりました。この問題については、我々議会としても少し研究をして次の選挙に生かしていかなければならないのかなというふうなところを今の御答弁を聞いて思ったところでございます。

それから明推協のお話がちょっと出たんで、そちらのほうにちょっと質問を移していきたいと思えます。明るい選挙推進協議会ですね。これは今、委員さんは現在何名いらっしゃって報酬等は支払われているのでしょうか。予算決算書の中にはなかったようなのでちょっとお尋ねをいたします。

○議長（熊懐 和明君） 権藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 生涯学習課長に答弁をさせます。

○議長（熊懷 和明君） 佐藤課長。

○生涯学習課長（佐藤 重信君） 生涯学習課の佐藤でございます。

明るい選挙のほうの現在のメンバーにつきましては、11自治協議会の会長、あと生涯学習の職員が構成メンバーとなっております。こちらにつきましては実績につきましては、令和4年度の実績が最後でございます。こちらについては報酬ではなくて費用弁償という形で研修会を開催いたしまして選挙啓発のための研修会を実施いたしまして、その分の費用弁償をお支払いしております。

以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 裕宣君） 明るい選挙推進協議会、今回こういった役割を果たしたのか、そういったところもちょっと私には見えてきませんでした。

ただ、今答弁にございましたように、報酬ではなくて費用弁償といったところの予算が計上されて、組織がやっぱり存在されている以上、やっぱり市民の皆さんに対して一定の成果や活動内容を示す責任があると私は思います。明るい選挙推進協議会の役割そのものは私は極めて重要であると考えております。

そういったところの委員構成や活動方法を見直して、例えば、若者向けの啓発活動へ、SNSの活用等、時代に即した取組へ転換をすべきではなかろうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（熊懷 和明君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 私から答弁させていただきます。

議員が御指摘いただいた内容はまさにそのとおりだと思います。今ポスターを貼ったりとか、あと各告示後に選挙事務所のほうに伺って、選挙違反がないかどうかということの声掛けをして回ったりとかというのが明推協の主な仕事で、告示前までの選挙啓発で、選挙に行こうというようなチラシとかいうものがあつたかと思いますが、ああいうものに関与していただいたりというところだと思いますが、議員が御指摘のとおり、SNSとか、そういったものを活用して幅広い世代の皆さんに選挙啓発ができる。もしくは、生涯学習課等とも協力をしながら、ワークショップ的なものとか、実際に何か携われるようなこと、今、高校で模擬選挙とかに、投票箱を貸したりとかそういったことも1つの事例だと思いますが、議員が御指摘のような幅広い世代に対応した啓発というものが需要だと思いますので、この明推協というのは御承知のとおり、総務省のほうで全国の自治体に、こういったものを設置するような形でお話をいただいているようなものですので、総務省の基準等ももう一度しっかり見直しながら、内容についてアップデートしてい

きたいというふうに考えております。

○議長（熊懷 和明君） 佐藤議員。

○議員（１１番 佐藤 裕宣君） 今の市長の答弁にもありましたけれども、以前は、そういった事務所を訪問したり、そういったところの活動も見えておりましたけども、今回においては、そういうのも全然なかったというところで、こういった質問をさせていただいたところです。よろしくお願いします。

それでは、２項目に移ります。消防団見舞金についてでございます。これもさきの選挙の際、複数の市民の方からいただいたお声でございます。

消防団は、地域防災の要であり、昼夜を問わず市民の命と財産を守るために活動いただいております。消防団の皆様には深く敬意と感謝を申し上げます。そうした中、吉井町域において、消防団員への見舞金が従来の１，０００円から２，０００円と改定をされました。これは消防団からの要請を受けて、地域においても必要性が認められた結果であると理解をいたしております。

一方で、物価高騰が続く中、特に年金生活者などからは、苦しい生活が続く中で、負担増は納得できないといった声も一部聞かれております。私は、この見舞金は単なる負担ではなくて、地域の安全安心を支えていただいている消防団への感謝とねぎらいの気持ちを表すものであると認識をいたしておりますが、一部の市民の皆さんの中には、今回の見舞金改定に対して不満や懸念の声が上がっているというのも事実でございます。その声が市長のお耳に届いているかどうか分かりませんが、今回の改定について、市長はどう思われるか、見解を伺います。

○議長（熊懷 和明君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） ただいま消防見舞金について、吉井町域では見舞金が年間１戸当たり１，０００円から２，０００円になったことについての見解を伺うとの御質問でございました。

地域の方々から消防団に対し、消防見舞金が払われている、渡されているという場合があります。ということは承知をしておりますが、それぞれの地区における消防見舞金の金額などの詳細については市として把握しているところではございません。市といたしましては資機材の購入でありますとか、装備品の購入などの消防団活動で必要となる経費、これについては適正に所要額を予算化し執行しているところでございます。

各消防団では、火災や災害から国民を守るという本来の崇高な任務のほか、消防団が地域行事をお手伝いするなど、それぞれの地域との深いつながり를続けてきておられます。消防見舞金は防火・防災等の本来の任務を離れて行う、そうした地域活動などに対し、地域からの応援ねぎらいの気持ち、まさに議員が今おっしゃっていただいたようなお気持ちで送られているものだというふうに認識をいたしております。

○議長（熊懷 和明君） 佐藤議員。

○議員（１１番 佐藤 裕宣君） 今回の件について、分団長会議等で、消防団幹部の方と意見交換等はされたのか、そこのところをちょっとお尋ねをいたします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（熊懷 和明君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（高山 靖生君） 今回の部分については、議員がおっしゃるとおり、そういった声が上がっているというところは消防団員のほうとは、分団長会議の折に情報としては共有しているところでございます。

○議長（熊懷 和明君） 佐藤議員。

○議員（１１番 佐藤 裕宣君） 承知しました。

地域防災を支える消防団への感謝と市民負担とのバランス、非常に難しいものがあると思います。また地域の方が感謝とねぎらいのお気持ちを表す、この見舞金について、行政が関与できるものではないということも一定理解できます。ただ、関与できることはあるのではないかなと。消防団は火災対応だけではなくて、豪雨災害や台風時の警戒活動、それから行方不明者の搜索、間もなく県大会も開催されますが、消防技術を向上させるための操法訓練など地域の安全・安心を支える極めて重要な役割を担っております。

しかしながら、市民の皆様の中には、消防団が日頃どのような活動を行い、どのような負担を担っているのか。十分に知られていない方もおられます。その結果として、今回の見舞金改定についても、なぜ引き上げる必要があるのかと疑問や不満の声が上がっているのではないかなというのが今回の件で私が感じたことでございます。

私個人としては、消防団の皆様への感謝とねぎらいを表す見舞金制度そのものは意義のあるものと考えておりますが、その前提として、市民の皆様は、消防団活動への理解を深めていただくということが重要ではないかというふうに思います。

そこで質問でございますが、消防団が地域のために果たしている役割や活動内容について、市民の皆様の理解促進を図るために、広報誌やホームページ、SNSなどを活用した情報発信に積極的に取り組むお考えはないでしょうか。

市長の見解を伺います。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま御意見と御提案をいただいたというふうに思っております。

御提案内容は、議員がおっしゃる内容、ごもつともだと思います。ぜひ担当課や消防団とも話をしながら消防団の現状の活動であるとか、当然先ほど申し上げたように、防災・消火、そうい

った活動以外の活動、また皆さんが消防団の活動に興味を持っていただけるような情報発信の在り方について、市民協働推進課のみならず、今広報のほうもしっかり頑張っておりますので、企画政策課とも調整をしながらそういった情報発信を行っていきたいと思います。

と申しますのも、今議員から貴重な御意見をいただいた分が1点ございますが、もう一点は、まさに昨日、大きなニュースになりましたが、国会のほうで国会議員が自衛隊の活動に対して、事実誤認の誤った認識の下で、誤った情報発信だと私は認識をしているんですが、そのような発言をされるようなことがありました。まさにこれと私は類似するものではないかというふうに思っております。

常日頃から私たちが当たり前のように享受しているこの安心・安全な社会であるとか、平和な社会を陰ひなたで守っていただいている、そのような活動をやられているのが自衛隊の隊員の皆様であり、消防団や消防署にお勤めの皆様であるというふうに考えております。そして皆さんの崇高な任務が私たちのこの一日一日の日常・平常をつくっているものだと思っておりますので、この消防団活動についても、そのような事実誤認が決してないように、そして皆様に深くこうした課題が御理解をいただけるような内容の広報に努めてまいりたいと考えております。

○議長（熊懐 和明君） 佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 裕宣君） 私も全く同意見でございます。前向きな答弁と受け止めます。

消防団員の確保が全国的な課題となる中、やはり市民の皆様の理解と協力なくして地域防災は成り立たないと思っております。これは見舞金の議論だけではなくて、団員確保の観点からも、消防団の存在意義や活動実態を積極的に発信していただき、地域防災を守るための理解促進に努めていただきたいと切に願ひまして、次の項目に移ります。

3項目、子育てに優しいまちづくりについてでございます。

この件につきましては、権藤市長に対しましての初めての一般質問、令和6年9月議会において、市長が市長選のときにおっしゃった、ほかの町にないような、少し尖った子ども・子育て施策とは具体的にどのようなものかという内容の質問をさせていただきました。そのときの答弁で、子ども医療費の無償化の件と、就学援助改定の件を挙げられておりましたけれども、その2点はともに市長が就任される前から議論されていたことであり、前市長もそのことには言及しておられましたので、私としては少し寂しいというか納得のいかない答弁ではありましたが、実際、提案されたのは権藤市長ですので、その点は評価をさせていただきたいと思っております。

そしてそのとき、子育てしやすい、うきは市のイメージの醸成が大きな政策の柱だという答弁もございました。そのイメージを醸成するためにどういったことをやるのか。それを期待して注視をしてきたというのがその後でございます。

施政方針でも述べられておりますが、子供を真ん中に置いた子育てに優しいまちづくり、その

イメージの醸成、そのために、市長就任から2年を経た今、具体的にどういった施策を考えておられるのか、また行っていくのか、お尋ねをいたします。

それから2点目ですが、子育てに重点を置いた市政運営、その目的は、私は子育て世代をうきは市に呼び込むためであるという認識でございますが、改めてお尋ねをいたします。その目的は何で、その効果検証についてもお伺いしたいと思います。

以上、答弁願います。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま子育てに優しいまちづくりについて、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の一般論としては分かるが、具体的にどういった施策を行うのかという御質問と、2点目のその目的と効果検証についてという御質問でございます。申し訳ございません。具体的な内容がここに通告されてなかったもので、今からお答えする内容が議員の伺いたいことに沿うかどうか分からないんですが、一括してこの件について回答させていただきます。子育てに優しいまちづくりとして医療費、給食費、保育料無償化、そして子育て世代を呼び込む施策について、以前から佐藤議員からも御質問をいただいているところでございます。

医療費の無償化につきましては、子育て世帯の経済的な負担の軽減、そしてまた安心して医療を受けていただける環境を整えることを目的に、今議員から御説明がありましたように、私も議員をやっております時代から厚生文教常任委員会のほうで施策提言として提案をいただいて、機を同じくして私が市長に就任をさせていただいて、令和7年4月から実施をさせていただいたところでございます。

議員御指摘のとおり、これまで組み上げていく中で議論等はあっていたんですが、この仕事をやり始めて分かるんですが、その議論をすることと実際予算をつけて、その責任を一身に背負ってやることというのはレベルが違いますので、そこは皆様の意を汲んで、思い切って決断をしたというふうに御理解をいただければありがたく存じます。

また給食費の無償化につきましては、令和8年4月から国による小学校給食費の無償化に合わせ、この部分につきましては、国の補助額が無償に達するか達しないかというような議論が特に都会、都心部のほうでは問題になっておりますが、本市に関してはこの国からの補助額が若干足りようが、足りまいが、とにかく今かかる部分については全て無償で行うように調整をさせていただいた上で、本年度の4月から小学校の給食費は国策も含めて無償化にさせていただいたところで、あわせて、これは本市単独の判断になりますが、中学校についても、国の交付金を活用して、現在保護者の皆様方の給食費の負担を半額、4,800円を2,400円という形で負担軽減策を独自に講じているところでございます。

保育料無償化については、令和7年9月より県の補助金を活用させていただきまして、第3子以降の保育料についての無償化を先行して行わせていただいているところでございます。これまでも議会で御指摘をいただきました医療費、給食費、保育料の完全無償化については、子育て世代にとっては魅力的な施策であるということは十二分に承知をいたしておりますが、こうした制度は持続的にこれからずっと続けていくべき政策になりますので、一度始めますと。ですので、持続的な財源でありますとか、あとそれを支えるマンパワー、保育士をはじめとする要員の確保などに課題もあり、慎重に検討を重ねる必要があるというふうにも考えているところでございます。

うきは市で子育てを行っていただく世代に対する市の責務として、まずは今ある事業を安定的・継続的に実施していくことに注力をしつつ、小さいながらもまとまりのある本市ならではの強みを生かした、きめ細やかな子育て支援を今後考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（熊懷 和明君） 佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 裕宣君） 通告書はちょっと雑でございましたけれども、保育所のところまで踏み込んだ答弁をいただきました。

確かに、「こどもをまんやかに」という市長の方針、そういった医療費等の施策によって、市長が変わってうきは市は子育てに力を入れているよねといった声も耳にすることがございます。そういった意味においては、市長の言われるイメージでの醸成はできつつあるのかもしれませんが。

ただ、イメージが、直接子育て世代のうきは市への転入増加、それから移住促進につながるとは限らないというふうに考えております。やはり子育て世代を呼ぶためには、まず今住んでいる子育て世代が安心して暮らせる環境づくりが重要だということで、先ほど市長もお触れになりましたけれども、うきは市こども計画の中の就学前児童の保護者に対するアンケート調査で、経済的負担の軽減とともに高いニーズが示されているのは、やはり保育環境なんです。無償もしくは先ほど、財源の問題もあると言われましたけれども、やはり安価で安心して子供を預けられる保育環境の整備、先ほどのお話にもありましたけれども、厚生文教常任委員会のときに視察先に伺って、ある程度成果を上げられていました3本の矢の1本でございます。

1本は医療費の無償化、それから2本は給食費、残る1本、やはり保育、いろいろ課題はあるかと思いますが、この保育料の無償化及び値下げ、こういったところを「こどもをまんやか」を標榜するのであれば、そういった思い切った施策に踏み切らなければ、子育て世代から選ばれる自治体にはなり得ないと考えております。

そこら辺の見解をくどういようですが、お願いいたします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今、保育施策について御質問、御提言をいただいたというふうに思っ

おります。

議員が御指摘いただくことを十二分に承知しておりますし、私も議員がおっしゃる3本の矢の最後の1本が完全無償化というような形になるのは非常に好ましいんじゃないかとは思っているところでございます。

一方で先ほど申し上げたような課題もある中で、1つ大前提として、今本市における保育所というのが御承知のとおり公立保育所のほうが主体となっているところでございます。別に公立保育所を否定するわけではございません。公立保育所の必要性については十二分に理解をしておりますので、今後もしっかりと公立保育所というところは確保していきたいという思いもある中で、一方で今、国の施策はもう議員の皆様御承知だと思いますが、官から民に移行することを前提とした補助の体制になっております。ですので、官のままで運営をすると、なかなか様々な補助が当たらないけども、民間の保育所等については国や県の補助が少し厚くつくような形になっておりますので、そういったところでいくと、今ハード面、そういううちで今準備できる面からすると、ちょっと国や県の方向性に出遅れているような状態にございます。

ですのでこうした部分を今後、どのように変えていくのかということにも多少、体力、お金がかかるところだと思っておりますので、そういったことも総合的に判断をした上で、どのタイミングでそういった完全無償化に踏み切れるだけの財源が確保できるのかということを考えなければならぬのが1点あると思っております。

もう一点は、国の政策が今急激に変化しております。ここ数年で、皆様御承知のとおりこども家庭庁ができたりとか。そこにまつわって、昨日、中畠議員からもいろいろ御質問いただきましたが、今までになかった観点からの子供の見守り方であるとか、子供の権利の尊重だとかというところがぐっとクローズアップされてきておりますので、ここ一、二年でまた急激に様々、子供を取り巻く環境に対する補助であるとか、様々なものが変わってくる可能性が大いにあると思っておりますので、そういった国や県の動向の注視も1つ必要なのかなというふうに思っているところでございます。そういったところを含めて、議員がおっしゃる3本目の矢についてもしっかりと矢を飛ばせるように、研究をしていきたいと考えております。

○議長（熊懷 和明君） 佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 裕宣君） 先ほど市長が民間と公立保育所の、公立の保育所の確保はやっていきたいというふうにおっしゃいましたけども、そこは私も同感でございます。

医療ケアを必要とされるお子さんなんかの受入れ状況なんかを見ても、ここはやはり守っていくべき「こどもをまんなか」をうたううきは市としては、独自の施策として守っていくべきだというふうに思います。

そこで、先ほども市長が触れましたけれども、大切になってくるのがやはりそういったところ

を目指すとなると、保育士さんの確保です。仮にやはり保育士さんの確保、育成というのが私は課題になってくるんだろうと思います。現在、うきは市には認可されている保育所が公立4です。幼稚園も含めて民間が4、合計8園ですけども、ここでは公立保育所の保育士さんの確保、育成についてお尋ねをいたします。

保育士さんをうきは市の正規職員として採用されたのは直近で何年度でしょうか。それから過去10年の正規職員としての保育士さんの採用状況、ここをお尋ねいたします。

○議長（熊懷 和明君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） こどもみらい課長に答弁をさせます。

○議長（熊懷 和明君） こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（蔵満 奈月君） こどもみらい課の蔵満でございます。よろしくお願いいたします。

今現在、公立保育所4か所ございます。そのうち正規職員が23名、そして会計年度任用職員が21名を今雇用しております。公立保育所の正規の保育士の採用は平成21年を最後に行っていない状態になっております。平成21年に3名採用させていただいております。

以上になります。

○議長（熊懷 和明君） 佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 裕宣君） 21年といたら2009年、17年、正規職員さん、保育士さん採用されてないというところで、ちょっと驚きというか、これは国の施策、民間を推奨するといった、そういったところにも関係あるのかなと思いますけども、今、市長は公立保育所は確保しなければいけないというふうな答弁もございました。ここはやはり毎年採用ということではなくて、少しそこは考えるべき課題ではないかなというふうに思います。

先日、ベテランの保育士さんとお話しする機会がありましたけれども、市の職員としての誇りと責任感を持ってやらせていただきますと。高い職業意識を持って仕事をされていることに私は感銘を受けました。また、こういったベテランの保育士さんが退職されたら、その後は誰がその任を担っていくのだらうと、今の状況はそういう状況にあるというふうに思います。

子供を安心して預けられる保育環境の整備に向けて、やはり保育士さんの確保育成、ここにも力を入れていただきたいというふうに要望をいたします。

うきはをブランド化することによって、移住促進を図るといった前市長の政策から、子ども・子育て施策によって、子育て世帯の転入増加、移住促進を図る方向に舵を切った。だからこそ、こどもみらい課の新設という組織改革まで行ったというのが私の認識でございます。今回の一般質問の中で、国勢調査の話も出ましたけども、厳しい結果も出ております。

先ほど冒頭に議員時代とは、これは立場が違つてと、そのこともよく理解をいたしております。

ただ、思い切った、高い志をもって、やはり市長に就任されたわけですから、思い切った政策で成果を上げるべく、手腕を発揮していただきたい。そのことを期待いたしまして、次の項目に入ります。

4項目、物価高騰と資材不足についてでございます。御承知のように、円高による輸入コストの上昇、それから中東情勢の緊迫化による原油価格の高騰や供給不安、いろんな要因が重なって、建設業、製造業界を中心に、広い範囲で、品不足や価格高騰が起こり、市内経済にも深刻な影響が出ております。直近の報道では、紛争終結に向けた動きもあると聞いておりますが、まだまだ予断を許さない状況だと認識をいたしております。

先日、商工会の会合に出席した折に、配管業者さんや塗装業者さんとお話をする中で、塩ビパイプ類などの材料費が25%から30%の値上がり、塗装材料にいたっては75%の値上がりで、いずれも今後材料が入ってくるかどうか見通しが立たない状況だということでございました。

資材が入らなければ仕事にならないわけで、先行きに大きな不安を抱えておられました。この物価高騰と資材不足は、商工業だけではなくて、本市の基幹産業である農業にも大きな影響を及ぼすと思われます。物価高騰と資材不足が今後、商工業及び農業、市内の経済に与える影響について、市長の見解を伺います。

2点目に、うきは市では、西隈上団地建設工事、浮羽町域の義務教育学校新設工事、こちらのほうは令和8年度から設計、令和10年度工事着工目標に進められていると聞いております。巨額の予算が必要とされる2つの施設の建設が控えておりますが、こちらのほうにも、今回の物価高騰、資材不足は深刻な影響を及ぼすと思われますが、その影響と、今後の見通しについて市長の見解を伺います。

○議長（熊懷 和明君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま物価高騰と資材不足について大きく2点の御質問をいただきました。1点目の今後の市内経済に与える影響についての見解でございますが、人件費の上昇等による社会全般にわたる物価の高騰やホルムズ海峡等の不安定な国際情勢の影響による資材不足につきましては、全国的な問題であり地域経済に及ぼす影響も大きく、当分の間はこのような状況が継続していくものと推察しております。

このような情勢の中、市民の皆様の物価高騰下における経済的負担を軽減していくため、本市では国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、様々な物価高対策事業を実施いたしております。

本議会におきましても、新たな支援策として、農業用ハウス被覆資材や高齢者等世帯のエアコン設置に対する補助金等を計上した補正予算を上程いたしているところでございます。今後も国県の動向を注視しながら、市内経済に及ぼす影響を少しでも緩和できるよう国の補助金等を活用

し、物価高や資材不足に対する取組を継続して行ってまいりたいと考えているところでございます。

2点目の西隈上団地等整備事業や義務教育学校建設における物価高騰等資材不足の影響と今後の見通しについての御質問でございます。まず物価高騰についてでございます。西隈上団地等整備事業につきましては、他の工事と同様、物価変動率が一定の基準を超える場合、物価スライドとして支払いの際に物価変動率による調整を行う旨を契約で規定いたしております。

現時点で西隈上団地等整備事業において、当該規定による調整の実績はございませんが、今後少なからず影響が出てくるものと考えておりますので、物価高騰の影響を注視し、必要な調整を行ってまいりたいと考えております。

浮羽町域の義務教育学校建設につきましては現在基本構想、基本計画を策定し、今後設計、建設を行っていく予定でございますので、この中で適切に事業費を見積もってまいりたいと考えております。

次に資材不足についてですが、これまでのところ、西隈上団地等整備事業について資材不足による遅れは発生していないというふうに伺っております。しかし、中東情勢の影響は予断を許さない状況であることから、今後、工程に影響が出ることも想定しながら適切に管理監督してまいりたいと考えているところでございます。

義務教育学校建設につきましても、工事はまだ先の話でございますが、同様に考えているところでございます。今後とも引き続き、物価動向や資材の需給状況を的確に把握し、事業費や工程への影響を最小限に抑えながら計画的かつ円滑な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

○議長（熊懐 和明君） 佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 裕宣君） この件に関しては、市のトップである市長の危機意識、それから問題意識、そういったところを確認をさせていただきたいというのが大きな趣旨でございました。先ほど申しましたように、しっかりと危機管理・監督、そういったのを行いながら、なるだけスムーズな事業が実施できるといったところを要望したいと思います。

2点だけ、1点ずつ再質問させていただきます。

それこそ市内経済、先の見通せない不安と収入の追いつかない物価高騰、これに今後ますます落ち込んでいくのではないかと懸念をいたしております。そこで、先ほどお話もありましたけども、今回の補正にも計上されております物価高騰に対する国の補助金を使つての市独自の施策、今後国としても、もしかしたらコロナ禍のように何らかの対策を打ってくるやもしれませんが、その場合、市内経済に少しでも寄与するために依頼する業者は、うきは市に税金を納めている地元の業者に限るといった条件を付した制度設計、これが望ましいと思いますが、今後そのようなお考えがないのかという点が1点でございます。

それから、西隈上団地建設工事、義務教育学校新設工事、こういった大きな事業は、やはり行政と議会が一体となって進めるべきだと考えております。議会に対する都度の丁寧な説明、議論、そしてその中で市民の皆さんが納得されるような最適解を見つけ出していく。前市長のときには、ごみ処理問題に対して議会と一緒に考えたいと質疑や意見交換を行ってきた経緯がございます。やはり問題山積みの事業になると予想されますので、仮にいろんな難しい問題があったときには、そういった形で、ぜひ慎重に進めていただきたいということを要望いたします。

1点目の質問、そして2点目の要望に対しての所見、これを最後に伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（熊懐 和明君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま議員から御質問と御意見をいただいたところでございます。

この物価高騰資材不足は非常に悩ましい問題で、もう国策で対応していただくのが本来は一番なところなんです、国もなかなかというところの中で、ただ先ほど申し上げた物価高騰対策の緊急の地方創生臨時交付金はしっかりと給付をいただいておりますので、また今回6月補正で幾つか出させていただいておりますが、またその後に通知等も来ておるものもありますので、また9月等にも議会の皆様に御相談をしながら、出せるものはしっかりと出していくというような形で市民の皆様の生活を少しでもお支えできるような形を取っていきたいというふうに考えているところでございます。

そのような中、今回ビニール資材であるとか、エアコン設置とかというところ、あと直近で言えば水道、井戸の掘替えとかというところになるろうかと思いますが、基本的に市民の皆様が御相談をいただく事業者さんを通じて補助を出すような形になっておりますので、基本的には市民の皆様が大体地元の電気工事屋さんであるとか、ボーリング会社さんであるとか、そういったところをお願いをされているような形になっているので、ほぼ今議員が懸念をされてるような、市内経済に準じることができるのかというところはしっかりと対応ができていないのかというふうに思っているところでございます。

今後も市として様々出していく中で、なかなかその特定事業者だけを排除したりとかということとは公的にでき得ない部分もありますので、ただ、様々な政策の中で今申し上げたように市民の皆さんが使うとしたら、ぽっと市内の事業者さんに御相談するよなというような細かな補助だとか、そういったものの充実が、ひいては市内の経済循環に資するものだと思っておりますので、そのような形で取り組めたらと思っているところでございます。

2点目の御要望の部分のこれからの事業進捗については、これまでも当然、西隈上団地等整備事業につきましても、十二分に議会の皆様に御相談、御審議を申し上げて御議決を賜っておりますし、学校のほうも基本計画を様々御相談申し上げた上で、今御議決をいただいております。そ

の後の進捗につきましても、都度、全員協議会のほうで担当課から御報告をさせていただいておりますが、今後も含めてしっかりとそのような対応は取っていきたいと思っておりますし、また学校のほうは準備委員会のほうに、これまであまり協議会だとか、準備委員会というものに議員の方に入っていただくという機会はなかったんですが、もうあえて今、私がこの職に就いてからは、議員の皆様にも代表でどなたか入っていただいたらどうかということで、準備委員会のほうにも議員の枠を設けておりますので、そういったところでその議員さんを通じて、小まめに情報共有が図られることを期待しているところでもございます。

○議長（熊懷 和明君） 佐藤議員。

○議員（１１番 佐藤 裕宣君） 終わろうと思っていましたけども、ちょっと今の１点目についてちょっと疑問というか、私が言いたかったのは、税金をうきは市に納めておられる地元の業者さんですね。街の家電屋さんであったり、そういったところにできるだけ頼んで依頼するような、そういった制度設計というふうなことで申し上げました。

多分、今、市長は地元の業者さんに行かれるであろうという推測を立てられておりましたけども、私は大手の家電屋さん。そういったところに私は集中するんじゃないかなというふうにも考えております。だからそういったところを含めて、制度設計をもう一度考えていただきたいということを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（熊懷 和明君） これで、１１番、佐藤裕宣議員の質問を終わります。

○議長（熊懷 和明君） ここで暫時休憩とします。再開は１０時２０分より行います。

午前９時５９分休憩

午前１０時２０分再開

○議長（熊懷 和明君） それでは、再開をいたします。

日程第２．議案質疑

○議長（熊懷 和明君） 日程第２、議案質疑を行います。

議案第４６号辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） 企画政策課の手島です。議案書６ページをお開きください。

議案第４６号辺地に係る総合整備計画の変更について。議案の朗読は省略させていただきます。

辺地とは、法令によりまして、交通や自然条件などに恵まれない地域のうち、政令で定める基

準に該当する地域と定義されております。うきは市では、姫治地区が該当いたしますが、計画書に明記する事業につきましては、辺地債の対象となりまして、辺地債の8割は交付税として措置されるものでございます。計画の策定や変更には、市議会の議決が必要でありまして、今回計画を変更することから、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、事前にお配りをしております辺地総合整備計画書の4ページをお開きください。

変更部分は小塩辺地で、朱書きをした項目でございます。前迫地区と小塩白土地区の簡易給水施設の修繕工事を追記するものでございます。

次に、5ページでございます。

事業場所の地図でございます。追記した箇所につきましては、赤い文字で表記をしておるところでございます。事業年度につきましては、いずれも令和8年度に実施する予定でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（熊懷 和明君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第42号令和8年度うきは市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。なお、財源組替のみの項につきましては、質疑のみを行います。

まず予算書について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 財政課長の高瀬でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和8年度うきは市一般会計補正予算（第1号）、1ページをお願いいたします。

議案第42号令和8年度うきは市一般会計補正予算（第1号）。

令和8年度うきは市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,916万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億7,816万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和8年6月12日提出、うきは市長、権藤英樹。

今回の6月補正予算の主なものといたしまして、2点ございます。1点目が、市役所庁舎屋根の補修工事に係る予算の計上でございます。内容は、6月4日の全員協議会でも御説明いたしましたが、防水剤の劣化や断熱材の剥落等によりまして早急な対応が必要となりましたので、予算

措置をさせていただいたものでございます。

2点目は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業予算の計上でございます。こちらにも全員協議会にて御説明させていただいたものですが、現在、本市が実施しております物価高騰対策事業におきましては、今年1月の臨時議会において承認された事業を令和8年度に繰越をして実施をしているところでございます。今回これらの事業に加えまして、新たな物価高騰対策事業を含む7つの事業の予算を計上いたしまして物価高騰下における市民生活や事業所経営の下支えの強化を図るものでございます。

詳細な内容につきましては、この後、歳出予算の中で説明をまいります。

続いて、5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。変更分として2件計上しております。限度額を変更するものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。過疎対策事業を350万円増額いたしまして、限度額を2億8,410万円に、辺地対策事業を40万円増額をいたしまして、6,470万円とするものでございます。

詳細につきましては、こちらのほうも後ほど歳入22款市債の中で説明をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

それでは、1款1項議会費の説明を求めます。議会事務局長。

○議会事務局長（岡村 順子君） 議会事務局の岡村でございます。よろしくお願いいたします。

予算書14ページでございます。

1款1項1目議会費、8節研修旅費を30万7,000円増額しております。増額の理由といたしまして、北海道東川町の地下水保全活用の取組等を執行部と視察するため、二泊三日分の旅費を2名分計上しております。

説明は以上です。

○議長（熊懷 和明君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。

これで1款1項の質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次、説明願います。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 総務課、浦でございます。よろしくお願いします。

15ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、12節地域おこし協力隊業務委託料520万円の増額でございます。本市では、歴史まちづくりプランナーとして活動している地域おこし協力隊1名を委託型の契約形態で受け入れてまいりました。当初の期間は、令和5年から7年度までの3年間で予定しておりましたが、任期を延長するため、予算を計上するものでございます。

令和8年3月総務省の地域おこし協力隊推進要綱が改正され、従来の3年を上限とした任期について、一定の条件の下、最大2年の延長が可能となりました。任期の延長に当たりましては、これまでの活動実績等を総合的に勘案し、当該隊員は十分実績を上げていることから、本人の意向も確認の上、任期を延長することとしております。

なお、地域おこし協力隊に係る経費につきましては、国の特別交付税対象となる見込みでございます。

続きまして、5目庁舎管理費6,833万4,000円の増額としております。

12節設計監理委託料750万4,000円、14節庁舎営繕工事費6,083万円でございます。全員協議会でも御説明いたしました本庁舎の屋根の雨漏り対策に係る費用となっております。

○商工観光振興課長（河原 祐介君） 商工観光振興課、河原でございます。

7目財政調整基金費、24節積立金でございます。宿泊税交付金積立金806万8,000円の増額補正でございます。福岡県の宿泊税交付金の令和8年度交付額の内示を受けまして、交付額全額を宿泊税交付金へ積み立てて、次年度以降においても有効に活用できるものとするものでございます。

以上です。

○市民協働推進課長（高山 靖生君） 市民協働推進課、高山でございます。

9目地域活性化推進費310万円の増額補正となります。18節負担金、補助及び交付金、ふるさとときは同窓会開催支援補助金30万円、こちらにつきましては、市外で暮らす同級生と絆を深め、ふるさとの魅力を再発見していただくこと、また地域の活性化を目的として、市内で開催される同窓会の一部を支援する事業でございます。

今年度からの新規事業になりますが、当初の見込みより多くの申請があっているため、今回増額の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（手島 直樹君） 企画政策課でございます。

同じく、9目18節地域公共交通従事者確保支援事業補助金、補正額は280万円でございま

す。物価高騰の中、雇用環境が厳しい公共交通業界を支援するため運転手の確保に取り組む公共交通の事業者に対しまして、２種免許の取得費用などの助成を行うものでございます。

本事業は、令和６年度に補正予算を計上しておりますが、現在の状況を鑑みまして、今年度も補正予算に計上をさせていただくものでございます。財源につきましては国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用予定でございます。

○市民協働推進課長（高山 靖生君） 市民協働推進課でございます。

１４目地域コミュニティ推進費３０３万３，０００円の増額でございます。１７節備品購入費、コミュニティ助成事業備品購入費３０３万３，０００円でございます。こちらは一般財団法人自治総合センターによる宝くじ社会貢献広報事業になりますが、一般コミュニティ助成事業が採択されたため、予算計上しております。

今年度は、御幸地区自治協議会管内の公民館などに折りたたみテーブルやキャビネット、ホワイトボード、草刈り機等の備品を整備するものでございます。財源につきましてはコミュニティ助成事業補助金２５０万円、地区負担金５３万円の合計３０３万３，０００円となります。

説明は以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。

これで２款１項の質疑を終わります。

次に、２款３項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市民生活課、山崎でございます。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費、１２節戸籍附票システム改修委託料１０７万８，０００円の減額でございます。戸籍附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載する機能を追加するための戸籍システムの改修費に付随するコンビニ交付システムの改修費につきましては、国庫補助がつくか、令和８年３月時点では不明だったために、令和７年度３月補正と令和８年度当初予算の両方に計上させていただいておりました。令和７年度分として国庫補助が確定いたしましたので、令和８年度当初予算で計上した分を減額するものになります。

以上です。

○議長（熊懷 和明君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。

これで２款３項の質疑を終わります。

次に、３款１項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次、説明願います。

保健課長。

○保健課長（末次 ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

17ページをお願いいたします。

3款1項3目老人福祉費、18節負担金、補助及び交付金は、物価高騰対策高齢者等エアコン設置費補助金750万円の増額補正でございます。熱中症対策としてエアコンが未設置の世帯のうち、65歳以上の高齢者がいる世帯、または世帯員全員が非課税の世帯を対象に1世帯当たり上限15万円の補助を行うもので、50件分を計上しております。

○福祉課長（宮崎 公子君） 福祉課、宮崎でございます。

7目障害者対策費2万6,000円の増額でございます。18節負担金、補助及び交付金、障がい福祉事業等物価高騰対策支援金2万6,000円につきましては、市内の障害福祉サービス事業所に対し、物価高騰による事業所の負担を軽減し、安定的な施設の運営ができるよう、支援金を給付するものでございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、福岡県が実施する支援金の対象とならない市内の計画相談事業所2か所を対象としております。

○保健課長（末次 ヒトミ君） 保健課でございます。

8目介護保険対策費、18節負担金、補助及び交付金、高齢者施設等物価高騰対策支援金320万2,000円の増額補正でございます。7目の障害者対策費と同様、県の物価高騰対策支援の対象外となった高齢者施設等に対し、県の支給基準に準じて支援金を支給するもので、20事業所分を計上しております。

説明は以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

12番、野鶴議員。

○議員（12番 野鶴 修君） 12番、野鶴です。

3目のほうの老人福祉費、その中で今回、物価高騰対策支援費ということで、前回、全協のほうでも説明がありましたけど、老人高齢者に対するエアコン設置の関係であります。まず第1点目に思うのが、先ほど説明がありましたように、65歳以上の高齢者がいる世帯、そして非課税世帯と、さらには今まで家に1台もエアコンのない世帯ということに限定されております。果たしてこういった対象の世帯というのがどのくらいあるものなのか。そういったところはある程度把握してでの、今回のまず、こういった提案であるのか。

この件については物価高騰対策というよりも、どちらかといえば熱中症対策ということでの趣旨が一番強いんじゃないかなという気もしております。だから本来、そっちのほうに重点がいつてるのかなという、そういう懸念もあるんですけど、一応、物価高騰対策のほうでエアコンを補

助するという事で、それについては反対するわけではありませんけど、対象世帯があまりにもこれでいくと厳しいのかなという感じも受けております。

さらには、非課税世帯ということであれば、こういったエアコンつけても、あとの電気料とかそういったことを考えたときになかなかつけれないという、そういったネックもあるんじゃないかなというところを踏まえますと、あまり効果のある政策なのかなという、そういう疑問が1点です。

それともう一点、物価高騰対策という対策費を使うのであれば、先ほど今日の一般質問の中にもありましたように、これこそ市内事業者、要するに例えばエアコンを設置するということになると、今テレビなんか見てれば、ジャパネットたかたであるとか、ヤマダ電機であるとか、いろんな大手の家電業者が、今なら幾らでつけられますよと、非常に何かお得な感じで宣伝とかしております。そういったのも対象にしてしまうと、やっぱり物価高騰対策、市内の事業者を支えるという意味からいったら、違うんじゃないかなということになってきますので、なかなか公平性を期さないといけないというところもあるかもしれませんが、今回のこの補助事業に関しては市内事業者にお願いした分については補助対象とすると明確に限定してもいいんじゃないかなという気がします。

その2点について回答をお願いいたします。

○議長（熊懷 和明君） 保健課長。

○保健課長（末次 ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

1点目を回答いたします。このエアコン設置費補助金の対象者についてでございますけれども、エアコンが1台もない世帯で、2種類の御家庭がございます。65歳の高齢者のいる世帯に関しては、課税・非課税を問いません。

それから年齢を問わないところにつきましては、世帯員全員が非課税の世帯と、年齢は問いません。その2つの世帯のほうを対象となります。積算につきましては、生活保護受給世帯が308世帯ございまして、その中にエアコンがない世帯が5世帯ございまして、割合が1.62%となっております。この割合を基に、世帯員全員が非課税の世帯につきましの1.62%を乗じまして、50世帯という世帯と積算をしているところでございます。

○議長（熊懷 和明君） 副市長。

○副市長（吉村 祥一君） 副市長の吉村でございます。

御質問の2点目につきましては、ほかの補助金等も関係しますので、私のほうから御説明させていただきたいと考えております。今、野鶴議員のほうから市内事業者の支援という観点から、明確に市内事業者と絞ったほうがいいのではないかとこの御指摘がございました。

そのように市内の事業者を優先すべきじゃないかというのは、今回計上しておりますこの補助

金のほかに、例えば井戸の掘替えの分についてましてもそうですし、増額をお願いしております止水板の件についても、一定考慮しないといけないことであると考えております。

ただ一方で、補助する対象となる事業者様を絞ることは、我々が補助して支援しようとする人たち、補助対象者の方々のある一定選択肢を絞ってしまう面も考えないといけません。例えば、供給がある程度限られているものにつきましては、そのような縛りを厳しくしてしまうと、そもそも補助で目的を達成しようとしている補助対象者の購入や工事等自体ができなくなる。もしくはすごく先になってしまうというようなこともございますので、そういったことも考えないといけないというふうに考えております。

また、一応こちら補助金ということで、公の事業ですので、公平性です。先ほど野鶴議員からお話がありましたけれども、その特定の事業者を排除する、もしくは優遇するということも何もかも無制限にできるものであるということとは考えておりません。

以上のことを含めまして、今回のエアコンにつきましても、市内でどのような形の補助要件とすべきかということについては十分に議論を尽くさせていただきました。結論から言いますと、一定市内の事業者様には今の野鶴議員のほうで御指摘いただいたような懸念点には配慮したような補助要件とはさせていただいておりますが、完全に限定するような形にはさせていただいておりません。詳しくは、このような場で御説明するような内容ではないと思いますので、個々に委員会等の場で御説明させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊懐 和明君） 野鶴議員。

○議員（12番 野鶴 修君） 今説明のほうで大体的内容的には理解できました。

特に試算については先ほど一応試算しているということで、50件という試算をどういうふうにしたのかというのを危惧しておりましたけど、きちんと試算されておりましたので、その点については十分理解できました。

それで今、副市長のほうから説明がありました市内事業者ということ限定、供給の問題とか、いろんなところを危惧しておりますけど、基本的に、例えば井戸水の補助事業の問題であれば、井戸を掘削している事業者というのが市内には2事業者しかないというのがありますが、多分、このエアコンの取扱い等については、その1か所、2か所じゃなくて市内のいろんな事業者、要するに供給不足を起こすぐらいというようなところじゃなくて、もっとたくさん事業者がいっぱいあるかと思います。だからそういった部分については、ある程度、先ほどいろいろ考慮しているということがありましたので、その要綱の中でどのように考慮しているのかというのはここでは聞きませんが、この問題については厚生文教常任委員会のほうに付託されておりますので、十分、厚生文教常任委員会の中でこの点については議論をしていただきたいと思います。

ただやっぱり、こういった物価高騰対策という逆に限られた予算、要するにそういった中で、それじゃ物価高騰対策として市内事業者に絞るというのは、ちゃんとした理由があると思うんです。うきは市の要するに市内事業者の物価高騰対策ですよということであれば、そういう理由づけもできるかと思います。一般の国からの交付金をどうするかというところになってくると、やっぱり公平性とか、そういった部分も出てくるかと思いますが、物価高騰対策ということの限られた項目がありますので、そういった部分からいったら、市内取扱業者に絞ってもいいんじゃないかなという気もしますので、この部分についてはここで結論が出るものではありませんので、あと厚生文教常任委員会のほうにお任せしますので、十分よろしくお願ひしたいと思います。

もし何か回答がありましたらお願いします。

○議長（熊懷 和明君） 副市長。

○副市長（吉村 祥一君） 今、議員がおっしゃられた内容を重々、今回の事業の要綱を制定するに当たって考慮した内容としておるつもりですので、委員会の中で、しっかり議論いただければというふうに考えております。

○議長（熊懷 和明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。

これで3款1項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（見河 弾君） 水環境課の見河でございます。

予算書18ページをお願いいたします。4款1項4目環境衛生費429万9,000円の増です。8節旅費55万円、10節需用費1万7,000円、13節使用料及び賃借料14万5,000円の増については先ほど議会費で計上されておりました北海道東川町への視察費用です。本件は、うきは市の地下水を保全し、有効活用するための基本計画を策定するため、本市と同じく生活用水の全てを地下水で賄っております北海道東川町の地下水保全活用の先進的取組を視察するものでございます。

続きまして、14節工事請負費58万7,000円の増です。指定管理の簡易給水施設、前迫地区、小塩白土地区について、急を要する補修工事を行う必要があるためです。

続きまして、18節負担金、補助及び交付金300万円の増です。本件は5月1日の全員協議会でお諮りしましたとおり、今年の1月から生活用水である井戸の枯渇等の相談が急増しておりますため、井戸掘り替え費用の一部を補助することで市民の生活基盤である安全な水を緊急的に確保するものです。

説明は以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、高木議員。

○議員（10番 高木 亜希子君） 10番、高木です。

18節のうきは市井戸掘り替え工事に対する補助金について、御質問をさせていただきます。

プレスリリースのほうも拝見をさせていただきまして、今回、6月1日現在で、この補助制度に関する相談申請の件数についても確認をさせていただきました。市民の方から御相談いただいた件数が25件に対し、申請が3件ということでございました。この相談をされてこられた方々の状況、どの時期に、月ですね。どの時期にこういった内容で、こういった形で御相談をいただいたのか。そこを確認をさせてください。

といいますのが、今回、市民の方にとって一番気になる点が、4月1日以降に工事を開始された方が補助対象となる。恐らく我々議員に、お問合せをいただくのも、ここの期日をまたいところで、3月の方は対象外になる。4月の方は対象になるという、ここの線引きが一番お問合せが多くなるであろうということから、ちょっとこの内容についてもう少し詳細に教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（熊懷 和明君） 水環境課長。

○水環境課長（見河 弾君） 御質問ありがとうございます。

プレスリリースの時点から、また相談件数増えてございまして、今現在で、相談件数は35件、それから申請件数に関しては今日現在で7件となっております。その状況ということでございますが、あと申請については、必要な書類、見積書であるとか、そういうものがそろったものの方から申請をいただいております。もう工事が着工できているようなものはそのうちの1件でございます。残りの方々はまた事業者さんの御都合にもよりますが、今後7月以降に着工を予定しているというような方たちが大半でございました。

それから、どのようにということですが、35件と言いましたが、全てが対象になる方ではございませんで、事業者の方であるとか市外にお住まいの方で空き家になっているとか、そういった方々の相談もございました。あとは井戸そのものの掘り替えではなくて、機器の不調であるとか、補助対象外の方々もおられましたが、基本的には市内全域から、この際に井戸の掘り替えをやりたいというような御相談でございます。

それからもう2点目で、4月1日から開始対象とさせていただくというところでございますが、その35件の相談の中にも対象になるのかといった御相談がありました。お話をさせていただきますのは着工ベースで、4月以降の着工の方に関しては今年度の補正予算で承認をいただくものですので、大変申し訳ないですが、3月以前に着工のものは対象外ですということで御説明しております。

以上です。

○議長（熊懷 和明君） 高木議員。

○議員（１０番 高木 亜希子君） それでは、３月以前の着工に該当される方の件数を念のため教えてください。

○議長（熊懷 和明君） 水環境課長。

○水環境課長（見河 弾君） ちょっと正確に何件というのはまだありませんが、少なくとも２件以上は、対象外のお話をさせていただいております。

○議長（熊懷 和明君） ほかにありませんか。１３番、竹永議員。

○議員（１３番 竹永 茂美君） ３点お尋ねいたします。

まず１点目が、８節の旅費で、北海道の水道視察ということでしたが、１か所の視察に対して２泊３日になっているということですが、何か２泊しなければならない、あるいは視察日程等が分かれば、どのようなものかお尋ねいたします。

２点目が、１４節の工事請負費で、先ほど聞けばよかったんですが、前迫、小塩地区の簡易給水施設整備工事については、自己負担、それぞれの家庭の自己負担はないという確認でよろしいでしょうか。

それから３点目が、今、１８節の負担金補助金の件で、うきは市井戸掘り替えの工事の件があっておりましたが、実は先日、御幸自治協といいますか、学童保育所をお尋ねしましたら、御幸自治協が使ってる水道が渇水状態だというようなお話を聞いたんですが、これは該当するのかわからないのか、また御幸自治協の場合は、もう市の施設だから別個の予算で対応されるのか。

以上、３点お尋ねいたします。

○議長（熊懷 和明君） 水環境課長。

○水環境課長（見河 弾君） 御質問ありがとうございます。

まず１点目、東川の視察行程でございますが、これは市長、それから議長、委員長と一緒に視察をさせていただきます。それから水道以外も未来づくり公社さんも、２月に東川町さんがこちらのほうに視察に来ている関係で同行するといったような形になってございます。

初日は旭川のほうに移動しまして、現地視察をするんですが、初日は移動日に当ててございまして、２日目、朝から東川町のほうで、町長、それから議長、それから担当課と実際の内容について意見交換をさせていただくというところです。それから午後からは、東川町各箇所を視察をさせていただくというような行程を今、調整中でございます。

それから、２点目、前迫地区の自己負担であるかというところですが、本件が市の指定管理の簡易給水施設でございますので、基本的に工事の施工は水環境課のほうで施工させていただきますが、負担に関しては３割の負担を地区のほうから後ほどいただくというような形になります。

○議長（熊懷 和明君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（高山 靖生君） 市民協働推進課、高山でございます。

御幸自治協議会につきましては、施設的には市の施設でございますので市の対応となります。
現在、市民協働推進課のほうでいろいろ対応させていただいているところでございます。

○議長（熊懷 和明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。

これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（森山 益資君） 農林振興課、森山です。よろしくお願いいたします。

補正予算書19ページをお開きください。

6款1項4目園芸費2, 762万6, 000円の増額となります。内容につきましては、
18節負担金、補助及び交付金、内訳につきましては暑さに負けない園芸対策強化事業費補助金
1, 762万6, 000円、こちらは、夏季の高温下における園芸作物の生産性や品質の向上を
目的とした高温対策に必要な機械等の導入や施設の整備、改修に要する経費を助成するものです。

事業費に対して県が2分の1、市が2分の1の補助となっております。市の補助分につきましては、
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当します。

続きまして、18節農業用ハウス被覆資材高騰対策事業費補助金1, 000万円、こちらは物
価高騰の影響を受けている農業ハウスの外張り被覆資材及び張替工事について、その更新費用の
一部を補助することにより、農業者の経営負担を軽減し、施設園芸の営農継続及び地域農業の安
定化を図るものです。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を10分の10充当します。

説明は以上です。

○議長（熊懷 和明君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。

これで6款1項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（河原 祐介君） 商工観光振興課、河原でございます。

7款1項2目商工業振興費でございます。18節負担金、補助及び交付金、生産性向上投資支
援補助金375万円を増額するものでございます。こちらは物価高騰の影響を受ける市内中小事
業者が抱える人手不足や価格転嫁、コスト上昇等の課題に対して機械の設備ソフトウェアを導入
し、生産性の向上や業務プロセスの効率化・省力化を促すとともに、個別事業者の稼ぐ力の強化

を図るために市内中小事業者に対して補助金を交付するものでございます。

事業費としましては、補助上限額25万円に対して15件の申請見込みを想定しております。
財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の充当を予定しております。

以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。
10番、高木議員。

○議員（10番 高木 亜希子君） 10番の高木です。

こちら、もしよろしければ資料として要綱のほうの御提出をお願いしたいと思います。

それと、頂いている資料のほうで、本予算のポイントの①のほうの「具体的な行動を要件とし、積極的な設備投資を行う」とあったんですけれども、この該当の中に、例えばクラウドであるとか、そういった契約費用、あるいはリース費用なども該当するのかなどか。やっぱり商工事業者さんであれば、その辺りもメニューとしては活用されたいと思いますので、その辺り確認させてください。

○議長（熊懷 和明君） 商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（河原 祐介君） 1点目の要綱につきましては、後ほど準備出来次第、こちらのほうはホームページ等に掲載予定でございますので、一定準備期間を整えまして対応させていただきますと思っています。

2点目のこちらは先ほどお話がありました、いわゆるクラウドだったり、ソフトウェアの月額リース料、使用料、こういったものについては、例えば汎用性が高いパソコンとか、こういったものの購入費を予定対象外と考えておりますが、いわゆるクラウドで利用するようなソフトウェアの利用といったものは対象とする予定でございます。

以上です。

○議長（熊懷 和明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。

これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費、また関連がありますので、8款4項住宅費まで含めた説明を求めます。建設課長。

○建設課長（今林 豊君） 建設課長の今林です。よろしくお願いします。

21ページになります。8款1項1目土木総務費109万円の補正減額です。地震等で倒壊したら危険となるブロックを撤去する費用を助成するブロック塀等撤去費補助金について、4項への所管替えによるものでございます。

続けて２２ページになります。８款４項３目空家等対策費１０９万円の補正増額です。ブロック塀等撤去費補助金について、先ほど説明しました１項からの所管替えによるものです。

説明は以上です。

○議長（熊懷 和明君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。

これで８款１項及び８款４項の質疑を終わります。

次に、８款５項下水道事業費の説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（見河 弾君） 水環境課の見河でございます。

２３ページです。８款５項１目公共下水道費４２９万３，０００円の増です。こちらは先日、下水道事業会計補正予算で上程しましたとおり、吉井浄化センター、浮羽浄化センターＬＥＤ化工事設計業務委託に係る一般会計からの補填分となります。

説明は以上でございます。

議長（熊懷 和明君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。

これで８款５項の質疑を終わります。

次に、９款１項消防費の説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（高山 靖生君） 市民協働推進課でございます。

補正予算書２４ページをお願いします。９款１項４目災害対策費１５０万円の増額補正となります。１８節負担金、補助及び交付金、止水板設置補助金１５０万円、こちらは豪雨災害の被害の軽減を図るため過去に浸水被害を受けた住宅に止水板を設置する方に対し、費用の一部を助成するものでございます。

今年度からの新規事業になりますが、見込みより多くの申請相談があっており、今回増額の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。

これで９款１項の質疑を終わります。

次に、１０款２項の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。

これで１０款２項の質疑を終わります。

次に、１０款３項中学校費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。

これで１０款３項の質疑を終わります。

次に、１２款１項の公債費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。

これで１２款１項の質疑を終わります。

次に、歳入についての説明を求めます。財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、歳入予算の説明をさせていただきます。

予算書８ページをお願いいたします。

まず、１３款１項２目衛生費分担金１７万５，０００円の増額補正でございます。こちらにつきましては、歳出１８ページ、４目環境衛生費の中にあります１４節簡易給水施設整備工事費に対する地元集落の分担金収入でございます。

続きまして９ページでございます。

１５款２項１目総務費国庫補助金３，４５３万６，０００円の増額でございます。説明欄の１行目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰対策に資する各事業に充当をしております。内訳といたしまして、まず歳出の１５ページになりますけれども、９目地域活性化推進費の地域公共交通従事者確保支援事業補助金、こちらに対する国庫補助といたしまして２８０万円。

続きまして１７ページになります。

３目老人福祉費の物価高騰対策高齢者等エアコン設置費補助金に対する国庫補助といたしまして７５０万円、同じく１７ページ、７目障害者対策費の障がい福祉事業所等物価高騰対策支援金に対する国庫補助といたしまして、２万６，０００円。それから、その下、８目介護保険対策費の高齢者施設等物価高騰対策支援金に対する国庫補助として、３２０万２，０００円。

続きまして、１９ページになりますけれども、４目園芸費の暑さに負けない園芸対策強化事業費補助金、それから農業用ハウス被覆資材高騰対策事業費補助金に対する国庫補助といたしまし

て、合わせて1, 202万9, 000円。

それから20ページでございます。

2目商工業振興費の生産性向上投資支援補助金に対する国庫補助といたしまして、375万円、合計2, 930万7, 000円でございます。

ページ戻りまして9ページでございます。

2行目、地域未来交付金93万6, 000円は、こちらにつきましては当初予算に計上しておりました電子入札制度に移行するための費用、福岡電子自治体共同運営協議会負担金、こちらの財源として計上するものでございます。

歳出予算につきましては既に当初予算で計上しておりますので、こちら歳出予算の15ページの3目になりますけれども、財政管理費の説明欄の表記におきましては、一般財源から県支出金に変わったという意味で財源組替という表記になっております。

続きまして9ページに戻りまして、3行目でございます。

地域脱炭素移行再エネ推進交付金429万3, 000円は、下水道施設の浄化センターの照明をLED化する財源といたしまして、国から交付金を一般会計で受け入れ、23ページの下水道会計負担金として、下水道事業会計に繰り出すこととしております。

続きまして、6目教育費国庫補助金7, 367万3, 000円の減額補正でございます。これは小学校の給食費の無償化に係る交付金でございますが、16款の県支出金として計上すべきところを、15款の国庫支出金として計上しておりましたので、15款と16款で歳入予算の入替えを行うものでございます。

次に10ページでございます。

16款2項4目農林水産業費県補助金、こちらの中で暑さに負けない園芸対策強化事業費補助金1, 559万7, 000円につきましては、歳出予算の19ページ、同補助金に対する県からの補助金となります。

続きまして、7目教育費県補助金の市町村立学校学習支援員等配置充実費補助金161万9, 000円は、学校支援員配置に係る補助金で、こちらの補助金につきましても、当初予算において既に予算措置をしているものに対しての財源となります。この補助金を小・中学校に配置しております学校支援員の経費に充てますので、歳出予算といたしましては、25ページと26ページにおきまして、財源組替と表記をしております。小学校費及び中学校費におきましての財源組替ということになっております。

ページ戻りまして10ページになります。

学校給食費負担軽減補助金7, 367万3, 000円の増額補正につきましては、先ほど説明いたしましたように、歳入予算の計上箇所を入れ替えたものによるものでございます。

続きまして、８目商工費県補助金の宿泊税交付金８０６万８，０００円は、県から観光振興政策に充てることを目的に交付される交付金でございます。本市におきましては宿泊税交付金基金を創設いたしまして、この基金を活用して観光を振興政策を進めております。

今回交付を受けた金額を一旦基金に積み立てまして、今後の観光振興政策に充てていく予定にしております。

続きまして１１ページでございます。

１９款１項１目財政調整基金繰入金７，０２３万２，０００円の増額補正でございます。内訳といたしまして、財政調整基金の１８９万８，０００円は、財源不足による基金からの繰入金でございます。この繰入による本年度予算の財源不足額は、１１億６，２８９万８，０００円を見込んでおります。今後、新たな財源の獲得や経費の節減によりまして、この不足額を解消してまいりたいと思っております。

続きまして、公共施設等整備基金６，８３３万４，０００円は、歳出１５ページ、５目庁舎管理費の屋根補修工事に伴う設計監理委託料と営繕工事費の財源として当該基金から繰入れを行うものでございます。

続きまして１２ページでございます。

２１款５項１目雑入５０３万３，０００円の増額補正でございます。内訳といたしまして、１行目のコミュニティ助成事業助成金と３行目のコミュニティ助成事業地区負担金は、いずれも歳出１５ページ、１４目地域コミュニティ推進費のコミュニティ助成事業備品購入の財源でございます。

コミュニティ助成事業助成金は、先ほど歳出の中でも説明がありましたように、宝くじなどの社会貢献広報活動を実施している一般社団法人自治総合センターからの助成金となります。コミュニティ助成事業地区負担金は、備品を受ける団体からの負担金ということになります。

２行目の移住・定住・交流推進支援事業助成金は、一般社団法人の地域活性化センターから助成され、地域活性化を目的といたしました移住定住の推進を支援するための助成金で、本市といたしましては、２款１項８目の企画費の中にあります、ふるさと納税事業と７款１項の商工振興事業及び観光促進事業で活用をしていく予定としております。

続きまして１３ページとなります。

２２款１項２目民生費の過疎対策事業債の３５０万円の増額補正は、過疎対策事業、いわゆる過疎債でございますけれども、こちらのソフト事業枠の拡大がございまして、現在実施しております社会福祉協議会運営費補助金に充当するようにしております。こちらの過疎対策事業債は、令和３年度に旧浮羽町域が過疎地域に指定を受けたことに伴い、活用できる財源措置でございまして、高い交付税措置を受けることができる地方債となっております。

地方債、いわゆる借入金のことでございますが、この借入れを行う際には、このように、普通交付税の措置率の高いものを選んでおります。この過疎対策事業債におきましては借入額の70%が交付税措置される仕組みとなっておりまして、市の手出しは30%で済むというふうな制度となっております。

続きまして、3目衛生債の辺地対策事業債40万円増額補正は、歳出18ページの簡易給水施設整備工事費に係る財源でございまして、辺地債の適用が可能であるため、財源措置をするものでございます。

この辺地対策事業債におきましても高い交付税措置を受けることができる地方債の1つでございまして、借入額の80%が普通交付税で措置される仕組みとなっております。

歳入予算の説明は以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、野鶴議員。

○議員（12番 野鶴 修君） 歳入に関しては、たしか所管は関係なかったかなというふうに思いますので、質問させていただきたいと思います。

まず、国庫支出金のほうで先ほど物価高騰対策のほうの関係、9ページですね。9ページの物価高騰対策支援金の関係で、2,930万7,000円、今回、内訳については先ほど財政課長のほうが幾つか言っておりましたけど、ちょっと計算し合わせませんので、現実的にこれを今回幾ら使って、まだ残金として幾ら残っておるのか、その辺の説明が分かりましたらお願いしたいと思います。

それと、続きまして10ページです。10ページのほうで、これは所管になるのかなとも思わんでもないんですけど、暑さに負けない施設園芸ですかね。暑さに負けない交付金ということで県のほうから2分の1の補助金が来ております。そして地元負担の4分の1に関しては物価高騰対策のほうから使うような、先ほどずっと説明の中であったような気がしておりますけど、この暑さに負けないということは、これは物価高騰対策じゃないんじゃないかなというような感じもして、県のほうは暑さに負けない交付金というのがありますけど、市のほうは物価高騰とかそういった部分にこれを割り当てることができるのかなと、この2点だけお願いしたいと思います。

○議長（熊懷 和明君） 野鶴議員、2点目の農政の分は所管で聞いてください。高瀬課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、物価高騰対策の質問につきまして、お答えさせていただきます。

こちらの物価高騰事業につきましては、国からの交付金を使いまして様々な事業をしておるところでございます。今、市のほうで交付金の交付を受けておりますのが、昨年の補正予算で、国のほうから措置をされた分で、今事業を組んでおるところで、そちらの交付金の内示額の

ほうが4億777万1,000円ございました。そちらの範囲内で、今事業のほうを計上しているというところでございます。

今回、新たな物価高騰対策事業を含めて計上しております事業につきまして、一応これから事業を実施していきますので、どれだけ実際この事業を予算の中で執行していくのかというのは、これからのお話になりますけれども、枠といたしましては、現在交付を受けている補助金の枠内ということですので、この事業を全て執行できれば、現在国から受けている交付金は全て消化するといえますか、執行するというふうな状況でございます。

今後につきましても、また国のほうで新たな予算で物価高騰の交付金が配分されるというふうなところもありますので、またそうになりましたらその都度、こういった事業のほうを計上していきたいながら市民の皆様に対しての物価高騰支援策を続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま2点目は委員会でもた聞いてくださいということだったんですが、今全員議員の皆様もおそろいですので、一言今の野鶴議員の2点目の質問に関する部分でお願いというか、お話を申し上げたいと思います。

今の議会になる前の議会です。先ほど財政課長から話がありました4億円ちょっとの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の使用用途について、様々御議論いただいた上で現在、令和8年度の予算の中、また7年度からの繰越しの中で当たらせていただいているわけですが、そのときにも担当課や私のほうからも少し説明をしたんですが、議員の皆様が半数以上お変わりになりましたので、この費用についてはまだ今後も発生することが考えられますので、一応御説明を申し上げたいと思います。

名称がこの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金という長い名前で様々な要素が入ってるわけです。物価高騰も入っていれば、地方創生も入っているという非常に分かりにくい立てつけなんですけど、逆に申し上げますと、国から示されている補助事業、こういったことに使ってくださいというような推奨メニューというのがあるんですが、その推奨メニューに沿っていれば、活用をしっかりいただけるというような、これは私もちょっと分かりにくかったので、上京した際に総務省とか内閣府の関係の方にいろいろお話を伺ったんですが、もうざっくり申し上げますと、物価高騰で、今日、最後、佐藤裕宣議員とかからも御質問があったり、途中で野鶴議員からも御質問があったように、結局、先ほどのエアコンの話もそうなんですけど、熱中症対策でしょうというようなところとかもありながらも、結局それを地元で消費に回することで物価高騰対策に当たるとか、そういったことを国としても鑑みている。結局、全体的に日本の中での経済に何かしら資するような形でということで、国庫からお金が下りてるとこのような形になっており

ますので、この国が示す推奨メニューの中において、しっかり活用させていただくということが、1つこの交付金の前提になるということをご理解いただければと思っております。

ですので、推奨メニュー等は、この交付金で検索していただければ所管省庁に推奨メニュー等が載っておりますので、ぜひ皆様お手元にその資料をお持ちいただきながら、私どもが今後示してまいるこの交付金の用途についてきちんと国の推奨メニューにのっかっているかどうかというところをご確認いただいた上で、これはちょっと国が言いよることと違うじゃないとかというようなことがあれば、ぜひ御指摘、御質問等いただければと思っておりますし、逆に申し上げますと、物価高騰かなというような、少し首をかしげるような案件があっても、国が明確にこういった事業に使うことはよしとしますよというような推奨メニューに上がっているところであれば、市はそういったところを確認してこういった事業を新たに新規事業として立ててるんだなというような御理解いただければと思っておりますので、非常にこの交付金は分かりにくい部分がある反面、私ども基礎自治体にとっては非常に様々な分野に活用させていただける貴重な財源でございますので、その部分の御理解を賜ればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（熊懐 和明君） 野鶴議員。

○議員（12番 野鶴 修君） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の内容につきましては、今、市長のほうの答弁でよく分かりました。

先ほど1点目の関係です。私が財政課長のほうにお尋ねしたいんですけど、先ほど4億何千万円ほどの補正というか、そういった交付金の額が来ているということで、私が聞きたかったのは、今回いろいろ振り分けしてるし、前回からいろいろ振り分けもしてると思います。予算として、もう全額その振り分けしているのかということを知りたいんです。だから実績として、予算がどこまで執行できるかということじゃなくて、その今国のほうから来ている、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金そのものが全て予算として配分されたのか。まだ残があるのかどうか、そここのところの確認をお願いしたかったんです。

○議長（熊懐 和明君） 財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 国のほうからうきは市のほうに配分されている交付金につきましては、全て今回の予算で配分が終わっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（熊懐 和明君） ほかにありませんか。竹永議員。

○議員（13番 竹永 茂美君） 11ページについてお尋ねいたします。

先ほど財政調整基金繰入のときに説明で財源不足が11億云々あって、新たな財源が求められるということでしたのが、ちょっと書きそびれましたので、もう少し丁寧な説明をお願いいたし

ます。

○議長（熊懷 和明君） 財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 予算書 11 ページの 19 款の財政調整基金の中で御説明をいたしましたところでございます。

説明の中で、財政調整基金からの繰入金が 189 万 8,000 円ございまして、これが財源不足による財政調整基金からの繰入ということになります。これは、もう少しちょっと説明を加えますと、今の令和 8 年度の予算を執行する上で、歳入歳出の金額が同額ということになります。歳出予算こちらのほうを全て執行することになると、歳入予算に不足が生じてきているというふうな状況でございます。その不足分を補うために、財政調整基金からの繰入れが必要になってくるというところになっております。今回の 6 月補正予算だけ見ましても、約 180 万円ほどの予算が不足しているというふうな状況でございます。

これを令和 8 年度予算全体で見たときに、財源不足額が 11 億 6,289 万 8,000 円不足してきているというふうな状況でございます。

これにつきましては、この予算不足が生じてきておりますので、市としてもこのような最終的な年度末を迎えるときに、こういった財政調整基金からの取崩しをなるべくなくしていきたいというふうに思っておりますので、今後の取組の中で新たな財源の獲得であるとか、経費節減に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

これで議案第 42 号の質疑を終わります。

日程第 3. 議案の委員会付託

○議長（熊懷 和明君） 次に、日程第 3、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、タブレットに掲載してます議案の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 異議なしと認めます。したがって、議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（熊懷 和明君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時31分散会
